

総論

2026年6月14日
学習院大学 神作裕之

1 商事信託の観点から検討する理由

現行信託法における商事信託法に関連する規律

- ① 受益証券発行信託（第8章）
- ② 限定責任信託（第9章）
- ③ 受益証券発行限定責任信託（第10章）
- ④ 2人以上の受益者がいる信託における受益者の意思決定方法の特例（第4章第3節）
- ⑤ 信託の併合・分割（第6章第2節・3節）など

商事信託法の一般（信託）法化

2 商事信託の意義

- (1) 信託の引受けに着目する見解
- (2) 受託者の属性に着目する見解
- (3) 受益者の集団性・団体性に着目する見解
- (4) 信託の組織性（財産分離性）に着目する見解
- (5) 商事信託の機能に即した定義と類型化
- (6) 市場性に着目する見解

本シンポジウムでは、上記（5）の商事信託の機能に即した定義と機能に即した類型化（「預金型」・「運用型」・「転換（流動化）型」・「事業型」）に従う

⇐商事信託に係る私法ルールの公正性や効率性を、信託を用いて実現しようとしている機能と、委託者・受託者・受益者など当該商事信託スキームに関わる利害関係者の利益状況に照らして類型ごとに検討

商事信託に係る現行の特別法・監督法は、機能に着目した商事信託の類型化に対応

【特別法および業法】

「預金型」⇐「貸付信託法」、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」

「運用型」⇐「投資信託及び投資法人に関する法律」

「転換（流動化）型」⇐「資産の流動化に関する法律」

商事信託を類型ごとに検討する必要性・有益性を示唆

3 研究の方法

一類型的検討と横断的検討

一商事信託法と一般信託法の交錯

商事信託の類型を縦軸に、また各類型に共通する信託法上の論点、たとえば①受益権のトークン化や②受益者が多数存在する場合の受益者の集団的意思決定等の各論点について類型横断的に検討

なお、検討に際しては、信託と会社（法人）との比較の観点も取り込む（後掲②の報告書ご参照）

4 本シンポジウムで取り扱うテーマと進行

第1報告 「預金型」金銭信託・受益権のトークン化（小出篤教授）

第2報告 運用型の商事信託に関する立法論的課題（行岡睦彦教授）

第3報告 商事信託の変更等における集団的意思決定のあり方（久保田安彦教授）

コメント1 有吉尚哉弁護士

コメント2 吉谷晋氏（三菱UFJ信託銀行）

【ご参考】

①トラスト未来フォーラム研究叢書『商事信託法の現代的課題』（2021年）

②トラスト未来フォーラム研究叢書『商事信託法と株式会社法の比較研究』（2024年）

③トラスト未来フォーラム研究叢書『商事信託に係る立法論的課題の整理と提言に関する研究』（2025年）

以上